

# 悪質な不用品回収業者に 注意しましょう!

家電製品や家具など家庭から出る不用品を無料または格安で回収・処分すると書かれた投げ込みチラシを見て、見積もりを依頼したところ、思いがけない高額な料金を請求されたなどの相談が多数寄せられています。

不用品の処分を依頼する場合は、十分に注意をしましょう!!

## 事例

- ①見積もりを見てから断ってもよいと言われた。見積額が思ったより高額だったので断ったが、全く聞き入れてもらえず、契約せざるを得なかった。
- ②見積もりがあまりに高額なので断ったら、解約料を請求された。
- ③引き取りの際、領収書を要求したがもらえず、「あとで郵送する」とだけ言われた。本当に送ってもらえるのか、再度支払いを請求されるのではないかと不安だ。



一般家庭から不用品を収集・運搬する業者は、区市町村長からの一般廃棄物収集の許可が必要です。安易に不用品回収業者に処分を依頼することは、トラブルの原因になりやすいので注意してください。

イラスト/urazou

## 対応

- ①不用品の処分は、お住まいの自治体のルールに従いましょう。まずは、区市町村の窓口にお問い合わせしてみましょう。
- ②許可を受けていない業者が、軽トラックなどで市内を巡回し、廃棄物の処理を請け負うことは、法律で禁止されています。不用品回収業者に依頼する場合は許可業者かどうか、区市町村の窓口で確認しましょう。
- ③「無料」、「格安」とチラシに書かれていても、回収時に高額な料金を請求されるケースがあります。**見積もり・契約をする場合は、慎重に行動しましょう。**
- ④見積額より高額な料金を請求されたり、強引な勧誘を受けたりなど、**不用品回収業者とトラブルになったら、消費生活センターなどの相談機関に申し出ましょう。**

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155 [受付時間 月~土:9時~16時まで]  
※休日・祝日・年末年始はお休みです

土曜日も  
相談できます

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

このページは、東京都と東京都生活協同組合連合会の協働事業により掲載しています。